

2019年 1月 10日

レモ社製コネクタの RoHS 指令適合保証書

東京都港区三田 2-7-22
レモジャパン株式会社



スイス国 Lemo SA 及び弊社が日本において販売するレモコネクタ (Lemo, REDEL, Coelver の 3 種類の商標を含む) 及び関連商品は European Parliament and of the Council の 2011/65/EU 指令 (RoHS 指令) ならびに 2015/863/EU に現在、及び今後も適合していることを保証いたします。

RoHS 指令対象の 10 物質とその規定値は以下のとおりです

1. カドニウム及びその化合物	<100ppm
2. 六価クロム化合物	<1, 000ppm
3. 鉛及びその化合物	<1, 000ppm
4. 水銀及びその化合物	<1, 000ppm
5. PBB (ポリブロモビフェニル)	<1, 000ppm
6. PBDE (ポリブロモジフェニルエーテル)	<1, 000ppm
7. DEHP (フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	<1, 000ppm
8. BBP (フタル酸ブチルベンジル)	<1, 000ppm
9. DBP (フタル酸ジ-n-ブチル)	<1, 000ppm
10. DIBP (フタル酸ジイソブチル)	<1, 000ppm

レモがコネクタのボディ等に使用している真鍮 (銅合金) には鉛が 2.5 から 3%含まれています。しかし、銅合金に含まれる鉛については重量パーセント 4%以下については指令にて適用除外項目となっており、使用は現在でも認められていますので問題ありません。

また、レモジャパン株式会社は ISO9001 及び ISO14001 を取得済みで、これに基づき品質管理、環境管理を実施しています。

以上